



兵庫労働局発表
平成30年10月29日

担当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金室 室長 田代 圭子 専門監督官 小田由起子 (電話) 078-367-9154

報道関係者 各位

特定(産業別)最低賃金の改正について

兵庫労働局(局長 畑中 啓良)は、兵庫地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の答申(意見)を踏まえ、平成30年10月29日までに、下記のとおり、兵庫労働局長が決定している全9件の特定(産業別)最低賃金のうち下表の7件について改正することを決定し、官報公示を行いました。

なお、改正後の特定(産業別)最低賃金は、下表のとおり平成30年12月1日に発効します。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	引上げ額	改定率(%)	改正決定日	効力発生年月日
兵庫県塗料製造業最低賃金	949円	17円	1.82	平成30年10月22日	平成30年12月1日
兵庫県鉄鋼業最低賃金	943円	21円	2.28	平成30年10月29日	同上
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	921円	21円	2.33	平成30年10月25日	同上
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	873円	21円	2.46	平成30年10月10日	同上
兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金	954円	21円	2.25	平成30年10月16日	同上
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	875円	20円	2.34	平成30年10月22日	同上
兵庫県自動車小売業最低賃金	876円	15円	1.74	平成30年10月16日	同上

(参考)

兵庫県最低賃金	871円	27円	3.20	平成30年8月31日	平成30年10月1日
---------	------	-----	------	------------	------------

平成30年10月1日に発効した兵庫県最低賃金(引き上げ額27円、引き上げ率3.20%、前年度は25円、3.05%)に続き、兵庫県の特定最低賃金も、引き上げ額15円から21円、引き上げ率1.74%から2.46%(前年度は11円から16円、1.29%から1.77%)で改正されました。例年より引き上げ幅が大きく、多くの方に影響することが予想されます。

兵庫労働局では、兵庫県の特定最低賃金が発効する平成30年12月1日に向けて、すでに発効した兵庫県最低賃金とともに、県下の皆さまに改正最低賃金をお知らせするために、積極的に広報活動を行います。

募集したキャッチフレーズを掲載した兵庫労働局独自の

リーフレットとポスターを作成します

本年度、兵庫労働局では、初の試みとして、最低賃金の重要性をわかりやすく伝えるキャッチフレーズを募集しました。7月4日から9月3日までの期間に中学・高校生を含む県民の皆様から多数の応募をいただきました。

その中から、特に優れた内容であるとして、兵庫労働局長優秀賞と兵庫地方最低賃金審議会長特別賞を選定し、過日表彰式を行いました。



最低賃金キャッチフレーズを募集します

主催 兵庫労働局 後援 兵庫県、兵庫労働基準連合会

選定したキャッチフレーズを、下記の、兵庫労働局が毎年独自に作成しているリーフレットとポスターに掲載して、兵庫県の最低賃金の周知に活用します。

受賞された作品

兵庫労働局長優秀賞

再確認！みんなで知って みんなで守ろう！ 最低賃金

芦屋市 高校2年生 伊藤佳穂さん

兵庫地方最低賃金審議会長特別賞

年1回 雇用する側 される側 笑顔で確認 最低賃金

加東市 会社員 大城戸聡子さん

兵庫県の最低賃金



大城戸さんの
キャッチフレーズ

年1回 雇用される側 笑顔で確認 最低賃金
(最低賃金キャッチフレーズ兵庫地方最低賃金審議会長特別賞 加東市 会社員 大城戸聡子さん)

兵庫労働局 ホームページアドレス <http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp> | 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saitetchingin.info/>

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(1000円未満)を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。詳しくは働き方改革推進センター (078-806-6425) へお問い合わせください。

- 各最低賃金の発効日が異なりますので、発効日を確認してください。
- 業種・年齢等により特定(産業別)最低賃金の適用が除外され兵庫県最低賃金が適用される場合があります。
- 詳しいことは兵庫労働局労働基準部資金室(TEL078-367-9154)又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

I 特定(産業別)最低賃金について

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業に属する事業場の労働者に適用される最低賃金であり、今回改正されない繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金の2件を含み、兵庫県では9件決定されています。

繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金については、平成28年10月1日に発効した兵庫県最低賃金が、平成27年度に発効した繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金を上回り、それ以降、繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金は改正されていないため、平成28年10月1日以降、兵庫県最低賃金が適用されています。

兵庫県内のすべての事業場の労働者に適用される兵庫県最低賃金は、平成30年8月31日に改正決定され、同年10月1日に発効しました。改正後の時間額は、871円(引上げ額27円)です。

II 特定(産業別)最低賃金の改正決定の経過

1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、審議会に対し、繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金を除く7件の特定(産業別)最低賃金について平成30年7月31日に、審議会に対し改正決定の諮問を行いました。
- (2) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに専門部会を設け、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約1,200件の事業所に対する統計調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標などの資料を基に審議を行いました。
- (3) 審議会は、専門部会において、延べ15回にわたる審議を行い、平成30年9月28日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正を答申しました。

2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を踏まえ、特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、平成30年10月10日から同年10月29日にかけて、順次、官報公示を行いました。